

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る生活保護システムの改修等について
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課、保護担当課  
総合政策部情報システム課）

## 事業の概要

事業名	医療扶助におけるオンライン資格確認導入
担当課	生活福祉課、保護担当課、情報システム課
目的	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)を受け生活保護法の改正により全国一律の事務処理として創設された「医療扶助におけるオンライン資格確認業務」に対応するため。
対象者	生活保護受給者（日本国籍を有しない者を含む）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現行、生活保護制度においては、医療扶助を決定した生活保護受給者に対して、紙の医療券・調剤券を発行している。その後、医療機関等は、医療券・調剤券で本人確認を行っている。</p> <p>令和3年6月に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)により改正した生活保護法に基づき、生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入する。また、オンライン資格確認の導入と合わせ、健康管理指導を強化する。</p> <p>(1) 資格確認（資料24-1のとおり）</p> <p>福祉事務所が生活保護システムで保有している生活保護受給者の資格情報・医療券情報・調剤券情報を、社会保険診療報酬支払基金（以下、「基金」という。）・国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が管理する医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムに登録する。オンライン資格確認等システムに登録することで、円滑に医療機関等は資格確認を行うことができる。</p> <p>(2) 健康管理指導の強化（資料24-2のとおり）</p> <p>健康づくり課から提供された生活保護受給者の健診情報を基金、中央会が管理する特定健診等データ収集システムに登録する。医療機関等は本人同意のもとで、診察時に登録された健診情報を閲覧することで、より良い医療サービスに繋げることができる。</p> <p>2 オンライン資格確認の導入にあたっての付議事項</p> <p>(1) 生活保護システムの改修</p> <p>対象者の管理を適正に行うため、生活保護受給者情報を管理している既存の生活保護システムについて、以下の機能を追加する改修を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 資格情報・医療券情報・調剤券情報の連携</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 資格確認実績（ログ情報）の連携</p> <p>(2) 団体内統合宛名等システムの改修</p> <p>事業実施にあたり、既存の団体内統合宛名システムについて、生活保護システムを連携し、「個人番号（マイナンバー）」、「業務利用番号（住民番号）」を参照する機能を追加する改修を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">業務システム連携の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参照用ビューとして公開する項目は「個人番号（マイナンバー）」、「業務利用番号（住民番号）」。</li> <li>・「住記情報＋生活保護住登外情報」を公開する。</li> </ul>

(3) 基金との外部結合

オンライン資格確認システムの稼働にあたり、福祉事務所が管理している資格情報・医療券情報・調剤券情報は、基金が管理している医療保険者等向け中間サーバーへ登録する必要がある。また、健診情報は、特定健診等データ収集システムへ登録する必要がある。そのため、基金との外部結合を行う。

(4) 医療扶助におけるオンライン資格確認業務の委託（委託先：基金）

事業実施にあたり、オンライン資格確認等システムを管理し、基金へ登録した対象者の資格情報等の収集・整理・管理を行う業務については、基金に委託する。

3 生活保護受給世帯数（令和5年4月1日時点）

・受給世帯数・・・・・・・・・・ 8, 721世帯

・受給人員・・・・・・・・・・ 9, 746人

※個人情報の流れは、資料24-1、資料24-2のとおり

## 件名 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る生活保護システムの改修 について

保有課 (担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	生活保護法第34条第5項及び第6項に基づく情報連携
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 生活保護受給者 (日本国籍を有しない者を含む)</p> <p>2 記録項目 氏名、住民番号、生年月日、性別、住所、本籍、電話番号、世帯番号、施設名、施設登録番号、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、加算認定・取消月、生活保護費、収入認定額、委託(施設)事務費、生活歴(生育歴、職歴、病歴、居住歴、現在の生活状況、資産状況、居住喪失に至った要因やその背景、居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション)に関する本人の能力や本人の抱える課題、住民票や戸籍の状況、負債の有無、家族の有無やその関係、生活用品や携帯電話の有無、居宅の確保や日常生活を営むことができるか検討する上で参考となる事項)、資格情報、医療券情報、調剤券情報、個人番号(マイナンバー)</p> <p>3 記録するコンピュータ 生活保護システム(情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバー内)</p>
新規開発・追加・変更の理由	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)を受け生活保護法の改正により全国一律の事務処理として創設された「医療扶助におけるオンライン資格確認業務」に対応するため。
新規開発・追加・変更の内容	<p>ア 資格情報・医療券情報・調剤券情報の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格情報の連携用データを作成する機能の追加。</li> <li>医療券情報の連携用データを作成する機能の追加。</li> <li>被保険者枝番を取り込む機能の追加。</li> </ul> <p>イ 資格確認実績(ログ情報)の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認実績(ログ情報)を取り込む機能、および生活保護システム内で管理する資格情報・医療券情報を紐づける機能の追加。</li> <li>資格確認実績を画面で参照し、未委託の資格確認、任意の日数・回数 of 資格確認、頻回受診時の受給者を検索、CSV出力する機能の追加。</li> </ul> <p>ウ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療券一括発行処理等の既存プログラムの修正。</li> <li>個人台帳に自己情報提供不可フラグ、特定健診情報提供に係る本人同意フラグ、特定健診情報提供に係る本人(不)同意取得日、不開示該当フラグの管理項目の追加、被保険者枝番の表示項目の追加。</li> <li>医療機関情報の取込機能の追加。</li> <li>保護開始時に受給者番号を配番する機能の追加。</li> <li>特定個人情報の副本登録機能の追加</li> </ul>

開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり	
新規開発・追加・変更の時期	令和5年6月 令和5年10月 令和6年2月 令和6年3月	開発 医療保険者等向け中間サーバー等への初期データ連携 検証運用 本格運用

## 件名 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る生活保護システムの改修業務等の委託について

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	生活保護法第34条第5項及び第6項に基づく情報連携
委託先	株式会社 アイネス(特命随意契約) ※情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象者 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)</li> <li>2 情報項目 氏名、住民番号、生年月日、性別、住所、本籍、電話番号、世帯番号、施設名、施設登録番号、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、加算認定・取消月、生活保護費、収入認定額、委託(施設)事務費、生活歴(生育歴、職歴、病歴、居住歴、現在の生活状況、資産状況、居住喪失に至った要因やその背景、居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション)に関する本人の能力や本人の抱える課題、住民票や戸籍の状況、負債の有無、家族の有無やその関係、生活用品や携帯電話の有無、居宅の確保や日常生活を営むことができるか検討する上で参考となる事項)、資格情報、医療券情報、調剤券情報、個人番号(マイナンバー)</li> </ol>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(生活保護システム) ※情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバー内
委託理由	上記委託先は、生活保護システムの開発事業者であり、当該システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	<p>対象者の管理を適正に行うため、生活保護受給者情報を管理している既存の生活保護システムについて、以下の機能を追加する改修を行う。</p> <p>ア 資格情報・医療券情報・調剤券情報の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報の連携用データを作成する機能の追加。</li> <li>・医療券情報の連携用データを作成する機能の追加。</li> <li>・被保険者枝番を取り込む機能の追加。</li> </ul> <p>イ 資格確認実績(ログ情報)の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格確認実績(ログ情報)を取り込む機能、および生活保護システム内で管理する資格情報・医療券情報を紐づける機能の追加。</li> <li>・資格確認実績を画面で参照し、未委託の資格確認、任意の日数・回数の資格確認、頻回受診時の受給者を検索、CSV出力する機能の追加。</li> </ul> <p>ウ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療券一括発行処理等の既存プログラムの修正。</li> <li>・個人台帳に自己情報提供不可フラグ、特定健診情報提供に係る本人同意フラグ、特定健診情報提供に係る本人(不)同意取得日、不開示該当フラグの管理項目の追加、被保険者枝番の表示項目の追加。</li> <li>・医療機関情報の取込機能の追加。</li> <li>・保護開始時に受給者番号を配番する機能の追加。</li> <li>・特定個人情報の副本登録機能の追加</li> </ul>

委託の開始時期及び期限	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

## 件名 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る団体内統合宛名等システムの改修について

保有課 (担当課)	生活福祉課、保護担当課、情報システム課	
登録業務の名称	生活保護法第34条第5項及び第6項に基づく情報連携	
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 生活保護受給者 (日本国籍を有しない者を含む)</li> <li>2 記録項目 住民番号 (生活保護システム上の宛名コード)、個人番号 (マイナンバー)</li> <li>3 記録するコンピュータ 団体内統合宛名等システム</li> </ol>	
新規開発・追加・変更の理由	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)を受け生活保護法の改正により全国一律の事務処理として創設された「医療扶助におけるオンライン資格確認業務」に対応するため。	
新規開発・追加・変更の内容	業務システムの連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護システム向けに、個人番号 (マイナンバー) 参照用のビューを新規作成し、生活保護システムへ公開する機能の追加。</li> <li>・参照用ビューとして公開する項目は「個人番号 (マイナンバー)」、「業務利用番号 (住民番号)」。</li> <li>・「住記情報+生活保護住登外情報」を公開する。</li> </ul>	
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり	
新規開発・追加・変更の時期	令和5年4月	開発
	令和5年8月	テスト
	令和5年9月	運用開始



## 件名 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る団体内統合宛名等システムの改修業務等の委託について

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課、情報システム課
登録業務の名称	生活保護法第34条第5項及び第6項に基づく情報連携
委託先	日本電気株式会社 ※情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む) 2 情報項目 個人番号(生活保護システム上の宛名コード)、住民番号
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(団体内統合宛名等システム)
委託理由	上記委託先は、生活保護システムの開発事業者であり、当該システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	「医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る生活保護システムの改修」に伴い、以下のとおり団体内統合宛名等システムの改修を行う。  1 業務システム連携の改修 ・生活保護システム向けに、個人番号(マイナンバー)参照用のビューを新規作成し、生活保護システムへ公開する機能の追加。 ・参照用ビューとして公開する項目は「個人番号(マイナンバー)」、「業務利用番号(住民番号)」。 ・「住記情報+生活保護住登外情報」を公開する。  2 連携テスト 業務システムとの連携テストは、団体内統合宛名等システムに事前に払い出した接続用アカウントに対し、権限設定を行い、生保システムよりビュー参照のテストを実施する。  3 本番対応 本番リリース作業を実施し、団体内統合宛名等システムに新規ビューの作成及び権限設定を行う。
委託の開始時期及び期限	令和5年4月1日から令和5年10月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

## 件名 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に伴う外部結合について

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	生活保護法第34条5項及び6項に基づく情報連携
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む) 2 記録項目 資料24-3のとおり
結合の相手方	社会保険診療報酬支払基金(以下、「基金」という)
結合する理由	(1) 資格情報・医療券情報・調剤券情報 福祉事務所が生活保護システムで保有している生活保護受給者の資格情報・医療券情報・調剤券情報を、社会保険診療報酬支払基金(以下、「基金」という)・国民健康保険中央会(以下、「中央会」という)が管理する医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムに登録する。オンライン資格確認等システムに登録する必要があるため。  (2) 健診情報 健康づくり課から提供された生活保護受給者の健診情報を基金、中央会が管理する特定健診等データ収集システムに登録する必要があるため。 (富士通 Japan 株式会社 プライバシーマーク認証、ISO9001 認証取得、ISO27001 認証取得、ISO20000 認証取得、ISO14001 認証取得)
結合の形態	レセプト管理システム(富士通 Japan)を経由してLGWAN回線を利用して結合する。 ※レセプト管理システムとの外部結合は、平成31年度第7回情報公開・個人情報保護審議会承認・了承済。 ※レセプト管理システムを経由する理由は、自治体と基金への連携ルートが国から指定されているため。
結合の開始時期と期間	令和5年10月以降(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

## 件名 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に伴う各システムの運用業務の

## 委託について

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	医療扶助におけるオンライン資格確認業務
委託先	社会保険診療報酬支払基金(以下、「基金」という)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【対象者に係る情報項目】資料24-3のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システムおよび特定健診等データ収集システム)
委託理由	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)を受け生活保護法の改正により全国一律の事務処理として創設された「医療扶助におけるオンライン資格確認業務」に対応するため。なお、マイナンバーカードによる医療扶助のオンライン資格確認の実施にあたっては、基金が管理する医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システムおよび特定健診等データ収集システムを活用する必要があるため。
委託の内容	オンライン資格確認導入に伴い、医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システムおよび特定健診等データ収集システムの運用に係る業務(生活保護受給者の資格情報・医療券情報等の収集・整理・管理等)
委託の開始時期及び期限	令和5年9月以降(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり